

JCF様向け自転車事故補償プラン

(個人賠償責任補償特約付き交通事故傷害保険)



以下の2つの補償をセットしたプランです。(詳細は次頁をご確認下さい)

(1) 個人賠償責任補償特約

日本国内外において、自転車競技の練習中・大会参加中は勿論、家族全員の日常生活上に生じた事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

* 家族全員とは 本人 本人の配偶者 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

補償限度額 1事故あたり1億円 免責(自己負担額) なし

(2) 交通事故傷害保険

日本国内外において、自転車や自動車・電車等の交通乗用具に搭乗中、或いは交通乗用具との衝突・接触等の事故によりケガをして、死亡・後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。(本人のみ対象となります)

* 自転車競技中のケガ、競技を行う場所或いは一般通行を制限し占有した状態での道路での練習中のケガは補償の対象外です。

死亡・後遺障害保険金額 1万円

例えば、このような事故の場合に保険金をお支払いします。

<賠償のリスク>

示談交渉サービス付
<国内で発生した事故のみ>

自転車事故による損害賠償責任

- ・自転車で通行中・練習中、歩行者にぶつかりケガをさせた



自転車 対 歩行者

自転車 対 自動車

自転車 対 自転車

自転車以外の日常生活による損害賠償責任

- ・買い物中に商品を壊してしまった。
- ・飼犬が他人にケガをさせた。
- ・子供が友人宅でテレビを壊してしまった。
- ・風呂の水を溢れさせ階下の家が水濡れた。

UCIプロチーム・プロフェッショナルコンチネンタルチームの選手は自転車競技の練習中・大会参加中の賠償事故は補償の対象外です。

自転車を業務で使用中の賠償事故や自動車を使用中の賠償事故は、補償の対象外となります。

その他の保険金をお支払いできない場合は次頁をご確認下さい。

<交通事故によるケガのリスク>

自転車事故による死亡事故

- ・自転車で転倒して死亡した。



自転車以外の交通事故による死亡事故

- ・車にはねられて死亡した。
- ・駅のホームから落下し後遺障害を負った。
- ・道路を通行中崖崩れで死亡した。
- ・建物の火災で後遺症を負った。



自転車事故

自転車以外の事故

事故発生時の連絡先について

事故が発生した場合、速やかに下記取扱い代理店にご連絡下さい。

(ご連絡いただく事項)

・事故日時 ・事故場所 ・事故状況 ・賠償事故の場合被害書の氏名・住所・連絡先

(取扱代理店) 中央商事株式会社 〒110-0005 東京都台東区上野5-3-1

ご相談先 電話 03-3832-6221 FAX 03-3832-6269 Eメール kawakami@chuo-shoji.com

担当 川上 善之 090-3812-0447 須賀 勝敏 080-3472-1782

(取扱保険会社) 株式会社損害保険ジャパン

〒111-0032 東京都台東区浅草1-1-15 雷門第一ビル4F 電話 03-3834-5261

傷害総合保険（交通傷害補償プラン）の補償内容

被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故、交通乗用具に搭乗中の事故または建物火災等によりケガ（1）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（1）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

次のような事故により死亡または後遺障害を負われた場合に、保険金をお支払いします。

交通乗用具との衝突・接触等の交通事故

交通乗用具に搭乗中（2）の事故

駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故

道路通行中の建物の倒壊・建物等からの物の落下、崖崩れ・土砂崩れ・岩石等の落下、火災・破裂・爆発

建物・交通乗用具の火災

など

（2）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。

ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。



急激とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

偶然とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

外来とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>死亡保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black;">死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>故意または重大な過失 自殺行為、犯罪行為または闘争行為（ ） 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができない おそれがある状態での運転（ ） 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見のないもの 交通乗用具による競技、競争、興行(これら に準ずるものおよび練習を含みます。)の間 など</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black;">後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)</p>	
個人賠償責任 (国内外補償)	<p>住宅（1）の所有・使用・管理または被保険者（2）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金（ただし、1回の事故につき個人賠償責任の保険金額を限度とします 免責金額（自己負担額）はありません。）</p> <p>【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます。）（ただし、1回の事故につき損害賠償金 が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。） 【その他の費用】応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など</p> <p>（1）「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（2）この特約における被保険者は、次のとおりです。 本人 本人の配偶者 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>（注）複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する 他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害 の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、保険証券記載の保険金額 を限度とします。</p>	<p>故意 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 地震、噴火またはこれらによる津波 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 航空機、船舶、車両（ ）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p>

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 個人賠償責任補償特約等をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認をえることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

個人賠償責任補償特約をセットした場合、賠償事故解決特約が自動セットされます。日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
 - ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。